



【機密性 2】

茨労発総 1020 第 2 号
令和 2 年 10 月 20 日

各 機 関 の 長 殿

茨 城 労 働 局 長



令和 2 年度労働保険適用促進強化期間に係るパンフレット等の
配付及び広報について（依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、法律により農林水産業の一部を除き、一人でも労働者（アルバイト、パートタイマー等を含む）を使用する事業所については加入が義務付けられておりますが、小規模零細事業所を中心に、なお相当数の未手続事業所が残されている実情にあります。

これら未手続事業所の解消については、費用負担の公平性や労働者の福祉の向上等からも重要な課題であることから、11月の1か月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険制度の周知など労働保険の適用促進を目的とした広報活動を全国的に展開いたします。

つきましては、「労働保険適用促進強化期間」の趣旨をご理解の上、誠に恐縮ですが、送付いたしましたパンフレット「事業主のみなさまへ 労働保険の成立手続はお済みですか」及びリーフレット「事業主のみなさまへ 労働保険への加入について」の窓口においての配付、「未手続事業解消用リーフレット」の掲示など、広報活動へのご協力をお願い申し上げます。